第 4 号

平成15年4月

協和会計グループ 東京都中央区日本橋室町三丁目1番8号 TEL03-3241-4978(株)FAX03-3246-0068

E-mail: CPAKYOWA@aol.com

平成15年度の税制改正が、国会審議をとおり3月31日に公布されました。 以下では、改正点のポイントについてご説明させていただきます。 なお、詳しい内容、ご不明な点や適用に際しては、各担当者へご確認下さい。

1 . 贈与累計金額 2 , 5 0 0 万 円までは贈与税を納めずに、 将来の相続時に精算する制度 が創設されました

- 適用は平成15年1月1日から-

相続時精算課税制度とは、将来の相続時に、贈与を受けた財産と相続財産とを合算して相続税額を計算し、贈与時点で支払った贈与税を相続税から控除して精算する制度です。

. 適用対象者

財産の贈与者6 5 歳財産の受贈者2 0 歳

受贈者が各々贈与者ごとに選択でき ます。

. 贈与税の計算

(贈与財産の 特別 (課税価額 · 控除額) × 20%

特別控除額は、特定贈与者ごとに 2, 500万円で、累積 2,500万円に 達するまで複数年で使用可能です。

贈与者が死亡時の相続税の精算相続財産 + 相続時精算課税制度 の価額 + を選択した贈与財産 相続税 相続税 - 既に支払った贈与税 = 精算相続財産に、この制度を選択した贈与財産の贈与時の時価を加算して相続税額を計算します。その際、既に支払

った贈与税額を相続税額から控除し、控除しきれない金額は還付されます。

<u>2 . 住宅取得資金の贈与の場合には、更に 1 , 0 0 0 万円を</u> 上乗せする特例も

- 適用は**平成17年12月31日**まで 住宅取得等のために資金の贈与を受けた場合に、<u>相続時精算課税制度に**特例**</u>が設けられました。
 - . 財産の贈与者

6 5 歳未満の親からの贈与であっても、相続時精算課税制度を選択できます。

. 特別控除額(非課税枠)

3,500万円まで拡大(1,00

0万円の上乗せ)されます。

なお、従来の「贈与税額の計算の特例」 の制度も引き続き選択できますが、この 特例を選択した場合には、贈与の年以後 5年間はその贈与者からの贈与について 1.相続時精算課税制度の選択をすること はできません。

<u>3.相続税・贈与税の税率構造の</u> 見直し

平成15年1月1日以後の相続等、贈与から、相続税の税率・贈与税の税率と もに、緩和されました。

4.消費税の改正は平成16 年4月1日以後に開始する課 税期間等から

免税点の上限は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下簡易課税制度の選択は、基準期間の課税売上高が5,000万円以下直前の課税期間の確定税額が4,800万円超の事業者は、直前の確定税額の1/12ずつを毎月納付平成16年4月1日から小売価格の表示は、税込み金額の総額表示へ

5.30万円未満は全額経費

- 少額資産の全額損金算入 -

平成15年4月1日から平成18年3 月31日までの間に、中小企業社等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合には、全額を経費として損金にする事ができます。

ただし、**償却資産税は課税**されるので、 10万円以上20万円未満の3年一括償 却資産の場合には、検討を要します。

6.交際費課税一部緩和

平成15年4月1日以後開始事業年度からは、400万円の損金算入の定額控除枠の対象を、**資本金1億円以下**の中小法人にまで広め、定額控除額の範囲内であっても損金不算入とされる割合も10%に引き下げられました。

7. IT投資促進税制の創設

平成15年1月1日から平成18年3月31日までの間に、IT関連設備等を取得等して事業の用に供した場合には、以下の特例制度が創設されました。

. 取得等した場合

特別償却 取得価額の50% または、 アクスを持ち

特別税額控除 取得価額の10%

. リースした場合

特別税額控除 リース費用の10%

. 対象資産

IT関連設備等とは、<u>電子計算機、</u> デッタル複写機、ファクシシリ、 ICカード利用設備、デッタル放送受信設備、インターネット電話設備、ルータースイッチ、デッタル回線設備装置、の8種類の設備またはソフトウェアで取得価額の合計額が140万円以上等、あるいはリース費用総額が200万円以上の設備または100万円以上のソフトウェア等です。

この制度の適用は、平成15年4月1日以後終了事業年度からですので、1月1日から3月31日までの間に取得等した場合には、4月1日を含む事業年度において適用することができます。

<u>8.配偶者特別控除制度の一</u> 部廃止

平成16年分からは、<u>配偶者控除に上</u> <u>乗せして適用</u>される配偶者特別控除が適 用できなくなりました。

協和監查法人税理士法人協和会計事務所

証券取引法、商法、学校法人、財団・社団法人、労働組合等の監査業務を始め、株式公開支援、各種調査など - 企業経営に関するビジネスアドバイザリーサービスを提供します。

税務・会計のスペシャリストとして、法人・個人のクライアントに対する各種税務申告、タックス・マネジメント、経営分析、事業承継対策等をサポートします。

有限会社 協和じず ねひがんかり

証票書類の整理、仕訳データの入力、試算表・各種元帳の作成等の 会計業務全般、給与計算、財産保 全業務等をフォローします。

"経理部丸ごと引受けもOK!"